

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、日常生活における接触機会の削減やソーシャルディスタンスの確保の取り組みが進む中、従来の対面でのやり取りを前提としていた社会経済活動に関する様々な課題が浮き彫りとなっている。

このような状況の中、政府は、本年7月17日に世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を閣議決定し、我が国をデジタル技術により強じん化させ、経済を再起動するとの考えの下、国民の利便性の向上や効率化の追求などを目指し、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、同年6月の第32次地方制度調査会の答申においては、社会全体で徹底したデジタル化を進めることにより、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できると指摘されており、国の果たすべき役割について大きな期待が寄せられている。

よって、国におかれては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられている手続について、電子文書の適正な管理や個人情報の安全性に配慮しつつ、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。
- 2 地方自治体間で同一の法令等に基づき実施する事務については、業務プロセスの標準化を図るとともに、地方自治体が広域クラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方自治体の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方自治体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月12日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

宛て

厚生労働大臣

経済産業大臣

行政改革担当大臣

デジタル改革担当大臣

情報通信技術（IT）政策担当大臣